

令和3年 9月〇〇日

八雲町児童生徒の保護者の皆様

八雲町教育委員会

教育長 土井寿彦

## 学習用端末家庭活用ガイドラインの一部改訂について（お願い）

秋涼の候、八雲町各小中学校の保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より、八雲町の教育活動に際しましてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、八雲町では、国の施策である「GIGAスクール構想」の実施に伴い、町内小中学校のすべての児童生徒に一人につき一台使用できる学習用端末を整備しております。

各学校においては、学習用端末を新たな学習ツールとして、工夫改善を図りながら、積極的に日々の学びで活用しております。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な突発的事案により、やむを得ず休まざるを得ない児童生徒等がオンラインで授業へ参加できるようにするなど、「学びの保障」にも活用しているところであります。

この度、より安全・安心して学習用端末を使用するためのガイドラインの一部を改訂いたしましたので、ご一読いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

# 学習用端末の家庭活用ガイドライン（改訂）

八雲町教育委員会

## 1 目的

学習の機会の提供に向け、自宅での学習ができるよう、学習用端末（以下、端末）を活用した家庭での自宅学習等、活用する際の必要なルールを示します。

## 2 必要な物品

- ・端末：学校用 Chromebook を学校長が必要と判断した際には、児童生徒が持ち帰ること（充電器を含む場合もあります）を可とします。  
※なお、端末は、小学校、中学校の卒業時及び転出時に学校へ返却します。
- ・回線：家庭におけるインターネットへの接続は、内蔵のモバイル回線(LTE) を基本としています。  
※なお、モバイル回線 (LTE) は 20 ギガまで速度制限がかからない設定です。

## 3 利用における注意事項

利用するお子様及び保護者の皆様には、次のことを遵守していただきます。

- (1) 家庭での端末使用時刻は、基本的に小学生が遅くとも午後 9 時まで、中学生が遅くとも午後 10 時までとし、それ以降は保護者が責任をもって管理すること。
- (2) 学校から指示のあった教材利用についての質問は、学校へ問い合わせること。
- (3) 端末の置いてある机上で食事する等、端末の近くでの飲食を禁止とする。
- (4) 児童生徒の個別のユーザーID と初期パスワードは、児童生徒本人及び保護者にのみ伝えることとする。児童生徒及び保護者は管理をしっかりと行い、その他の人には絶対に教えないこと。
- (5) 初期パスワードについては、保護者の責任のもと、変更も可とする。
  - ※ 学校からの通信などの各種連絡文書やアンケート等を学習用端末を通して配付することもあるので、保護者は常に最新のパスワードを把握しておくこと。
  - ※ ログイン方法については、入力、QR コードのいずれか一方のみの設定となることから、初期の設定では、小学生については、ユーザーID 及び初期パスワード入力の簡略化を図るため、QR コードを提供し読み込むことでログインできるようになっている。そのため、基本的にユーザーID 及びパスワードを入力してのログインはできない。また、中学生用は基本的に QR コードを使用できず、ユーザーID 及びパスワードを入力してログインする設定としている。ただし、ログイン方法については、学校で変更可能であるため、学校や学年で違うこともある。
- (6) ユーザーID は、小学校入学時に割り振りし、中学校卒業時まで使用するが、中学校卒業後は使用できなくなる。

- (7) 家庭に持ち帰った端末（充電器を含む）は、家庭で管理し、充電等を含めてその利用及び破損・紛失・盗難等に注意すること。
- ※ 破損等の不具合が生じた場合は、直ちに学校へ報告し指示を仰ぐこと。
  - ※ 不具合が発生した時には、学校は「事故報告書（発生日時・状況・対処・改善策）」を作成し、教育委員会（施設係）へ提出後、状態に応じて教育委員会から修理等を業者依頼など行うこととなる。修理費用については、教育委員会において協議の上、その扱いについて決定する。（本ルールに則り、正常に使用していた等の場合は、修理費用等はかかるないことを基本とする。）
- (8) USB メモリ等の外部記憶媒体への接続及び利用を禁止する。
- (9) 学校において、接続できるサイトの制限を行っているが、学校から指示のないファイルやデータのダウンロード、ソフトのインストールを禁止する。
- ※ ただし、家庭において本端末を使用した学習用 Web サイトの閲覧等の希望がある場合は、保護者が学校に申し出を行い、学校から許可を受けた場合は、利用を可能とする。
- (10) 学習に関係のないサイトの閲覧・利用、SNS の利用・書き込み、写真・動画の配信、及び学校などのシステムを調べたり破ったりする行為、他人の ID の不正使用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷（SNS・掲示板等への投稿）等は禁止する。
- ※ 学校において情報モラル教育を行うが、家庭においても児童生徒が安全・適切に使用するように配慮すること。
  - ※ チャット機能の利用は授業時のみであり、それ以外での使用は認めない。

#### 4 その他

本ガイドラインに記載のない事項については、隨時、教育委員会で協議決定します。